

他の会議への委員の推薦について

新危対第250号
令和8年7月8日

各区自治協議会長 様

新潟市国民保護協議会

会長 新潟市長 中原 八一
(公 印 省 略)

新潟市国民保護協議会委員の推薦について（依頼）

日頃、本市の国民保護行政に格別のご理解とご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、新潟市国民保護協議会の委員につきましては、別添「新潟市国民保護協議会委員及び幹事名簿」のとおりご就任いただいているところですが、本年8月31日をもって任期満了となります。

つきましては、引き続き貴自治協議会からご就任賜りたく、別紙1「新潟市国民保護協議会委員推薦届」により適任者をご推薦くださいますようお願い申し上げます。

なお、ご推薦にあたっては、大変お手数をおかけいたしますが、別紙2「同意書」によりご本人様の同意を確認のうえ、あわせてご回答くださいますようお願い申し上げます。

記

西蒲区自治協議会から1名推薦

1 任 期

令和8年9月1日から令和10年8月31日まで（2年間）

2 職 務

市長の諮問に応じて新潟市域に係る国民の保護のための措置に関する重要事項（新潟市国民保護計画など）を審議します。

3 報 酬

「新潟市国民保護協議会」にご出席いただく場合、規定により報酬が支払われます。
(国・県・市の機関は除く)

4 回答期限等

令和8年8月27日（木）までに、改めて別紙1・2に所要事項を記入のうえ、ご回答願います。

5 女性委員の登用推進について

新潟市では、別添「新潟市附属機関等に関する指針（抜粋）」に示すとおり、女性委員の比率目標を４５％以上としておりますが、本協議会では２３％に留まっている現状を何卒ご理解いただき、積極的に女性の適任者をご推薦くださいますようお願いいたします。

6 添付資料

- (１) 新潟市国民保護協議会委員及び幹事名簿
- (２) 武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（抜粋）
- (３) 新潟市国民保護協議会条例
- (４) 新潟市附属機関等に関する指針（抜粋）

【担当】

新潟市危機管理防災局 危機対策課
遠山 友紀

TEL：025-226-1146（直通）

FAX：025-224-0768

E-mail:kikitaishaku@city.niigata.lg.jp